

V 国産飼料基盤の強化に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在（平成30年度）	目標（令和12年度）
飼料自給率	乳用牛	68%	70%
	肉用牛	79%	80%
飼料作物の作付延べ面積		1,087ha	1,127ha

2 具体的措置（食品残渣等未利用資源の飼料としての利用促進について）

①粗飼料基盤強化のための取組

担い手総合整備事業等を活用した定期的な草地更新を行い、土壌障害の抑制し、粗飼料自給率の向上を図る。

②輸入とうもろこしの代替となる飼料生産の取組

ビートパルプや豆腐かす、農産物加工残差等、地域から発生する有機性資源の飼料としての利用促進を図る。
また、SDGsの観点から学校給食や病院等から排出される食品残渣の菌体飼料としての有効活用を図る。

【大滝区について】

1 酪農及び肉用牛経営の有効な土地利用を図るための具体的措置

酪農及び肉用牛の経営規模や作業規模の拡大を図るため、農地の利用調整等の活動を行う組織を育成し、これと連携して農業委員会を中心に計画的な草地更新等による有効な土地利用等の効率的な活用を進め、農地の流動化や農作業受委託等を通じて土地利用の集積を図る。

2 山林原野、農場副産物等の有効利用

酪農及び肉用牛経営の生産コストの低減を図るため、国・市有地の開放による林間放牧などの活用を検討し、農場副産物や野菜など未利用資源の積極的な活用により飼料自給率の向上に努める。

3 生産性及び利用率の向上を図るための具体的方法

計画的な草地更新等による良質粗飼料の生産確保、また、農地の流動化による土地利用の集積、耕作放棄地の利用促進により生産の拡大を図り、飼料自給率の向上に努める。